

# 保健インフォメーション

このコーナーの会場は保健福祉館です。問い合わせは健康増進課(☎27-1111)へ。電話やFAX(27-1114)で健康に関する相談なども受け付けています。相談は医師などの都合により日程を変更する場合があります。

▼一般健康相談	期日	受付時間	相談を受ける人
こころの健康相談(予約制) (治療中の人は除く)	7月 5日(月)	午後1時15分～ 3時30分	カウンセラー・保健師
	7月21日(水)	午後1時15分～ 2時30分	精神科医師・保健師
▼乳幼児健診・相談	期日	受付時間	対象
赤ちゃん相談・4カ月	7月21日(水)	午前9時～ 午後2時	令和3年3月生まれ
赤ちゃん相談・10カ月	7月19日(月)		令和2年9月生まれ
1歳6カ月児健診	7月 1日(休)		令和元年12月生まれ
	8月 5日(水)	午前9時～ 午後2時30分	令和2年1月生まれ
2歳児歯科健診	7月 8日(水)		平成30年12月生まれ
3歳児健診	7月29日(水)		平成30年1月生まれ
こころの発達相談	7月13日(火)	午前9時～10時	心理発達に心配のある乳幼児
離乳食相談	7月15日(木)	午前9時10分～ 午後2時	生後4～18カ月の乳幼児

※乳幼児健診・相談は全て予約制です。申し込みは健康増進課へ。

● **母親学級(予約制)**  
**対象**＝初めて妊娠した人  
**内容**＝妊娠・出産に関する話や個別相談など

● **パパママクラス(予約制)**  
**対象**＝初めて赤ちゃんが生まれる夫婦やその家族  
**内容**＝赤ちゃん人形を使った沐浴<sup>もくよく</sup>実習  
 ※日時などくわしくは健康増進課へ。

● **こんにちは赤ちゃん事業**  
**対象**＝生後4カ月までの乳児  
**内容**＝助産師や保健師などによる家庭訪問  
 ※赤ちゃんお誕生連絡票(母子健康手帳別冊内)を健康増進課へ提出してください。



## みんなおいでよ! なかよしひろば

各なかよしひろばは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、予約制で運営しています(各施設の休館日を除く)。絵本の読み聞かせや身体測定、子育てに関する相談などは随時行っています。また、各種イベントも実施しています。くわしくは各問い合わせ先へ。

施設名	行事名	期日	時間
子ども館(なかよしひろば) ☎20-6300	誕生日手形 身体測定	毎日	午前9時～10時30分、 午前10時50分～午後0時20分、 午後1時10分～2時40分、 午後3時～4時30分
	1才の時間	7月8日(水)	午後1時10分～2時40分
	赤ちゃんの時間	7月15日(水)	
三里塚コミュニティセンター(三里塚なかよしひろば) ☎37-3922	赤ちゃんタイム	7月6日(火)・20日(火)	午後1時10分～2時40分
	1歳タイム	7月14日(水)	
もりんぴあこうづ(公津の杜なかよしひろば) ☎27-7300	うちわつくり	7月15日(水)	午前9時～10時30分、 午前10時50分～午後0時20分、 午後1時10分～2時40分、 午後3時～4時30分
	赤ちゃんタイム	7月7日(水)・27日(火)	午後1時10分～2時40分
	赤ちゃんタイム パパ	7月18日(日)	
	おそとひろば	7月9日(金)・15日(水)	午前10時～11時30分
	おたんじょう会	7月30日(金)	午前10時～11時

\*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止または変更になる場合があります。くわしくは各問い合わせ先へ

### 献血にご協力ください

**【イオンモール成田】**  
 7月3日(土)・4日(日)・9日(金)・17日(土)・18日(日)・30日(金) 午前10時～11時45分、午後1時～4時30分

**【成田市役所】**  
 7月26日(月) 午前10時～11時45分、午後1時～4時

※国内で承認されている新型コロナウイルスワクチンを接種した人は、接種後48時間以上経過している場合に献血ができます。また、日程は変更になる場合があります。くわしくは千葉県赤十字血液センター千葉港事業所推進課(☎043-241-8332)へ。

### こども急病電話相談

**☎ #8000**  
 ダイヤル回線からは☎043-242-9939、午後7時～翌午前6時・年中無休

### 成田市医療相談ほっとライン

専門の医療スタッフが、24時間年中無休、無料で相談に応じます。  
**☎ 0120-24-1130**

### 日曜祝日診療機関

都合により休診する場合があります。来診前に電話で問い合わせてください。

成田病院(午前中・押畑・☎22-1500)  
 藤倉クリニック(午前中・幸町・☎22-1158)  
 聖マリア記念病院(取香・☎32-0711)  
 ひらの内科(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-8070)  
 なのはなクリニック(日曜日の午前中・吉岡・☎49-0533)

### 急病診療所 ☎27-1116

赤坂1-3-1(保健福祉館敷地内)

受付日時	診療科目
毎日(休診日なし)	内科
午後7時～10時45分	小児科
日曜日、祝日、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日	内科 小児科 外科
午前10時～午後4時45分	
祝日(日曜日を除く)、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日	歯科
午前10時～午後4時45分	

※症状や年齢によって対応が難しい場合がありますので、事前に連絡してください。

体の健康は歯と口から

成人歯科検診

歯と口腔の健康は、心身ともに健康に過ごすために欠かせないものです。

むし歯や歯周病などの早期発見・早期治療のためにも、定期的に歯科検診を受けましょう。

なお、検診当日の治療や処置は行いません。必要な治療や処置が生じた場合は、別途料金がかかる場合があります。

実施期間＝12月31日(金)まで

実施場所＝市内歯科医療機関(わが家の健康づくりカレンダー、市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kenko\\_fukushi/page270700.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page270700.html))などで確認してください)

内容＝問診、口腔内診査、保健指導など

対象＝市に住民記録があり、令和4年3月31日時点で19歳以上の人

自己負担額＝500円(70歳以上の人、生活保護受給者は無料)

受診方法＝希望する歯科医療機関に直接予約する

※生活保護受給者は事前に健康増進課(☎27-1111)へ連絡してください。くわしくは同課へ。

学ぶだけでなく体験も

夏休みボランティアスクール

日時＝①8月6日(金) 午前10時～午後0時30分②実施先により異なる③8月30日(月) 午前10時～11時30分(全3回)

会場＝①③保健福祉館②実施先により異なる

内容＝①講師からボランティアについて学ぶ②半日のボランティア体験③活動の振り返り

講師＝明石要一さん(千葉敬愛短期大学学長)

対象＝高校生・専門学校生・大学生

定員＝30人(市内在住の人を優先に先着順)

参加費＝無料

※申し込みは7月30日(金)までにボランティアセンター(☎27-8010)へ。

子どもやひとり親家庭などへ

医療費の助成

県内の医療機関などで保険診療を受けた際に、子ども医療費助成受給券や、ひとり親家庭等医療費等助成受給券を提示することで、医療費の支払いが自己負担額のみになります。

また、県外の医療機関を受診したなどの理由で受給券が使用できなかった場合は、申請することで支払った医療費と自己負担額との差額を受け取れます(申請期限は支払日の翌月から2年以内)。

子どもの医療費

中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成しています。

自己負担額＝入院1日200円、通院1回200円、調剤は無料(市民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)

母子・父子家庭などの医療費

母子・父子家庭の母や父、子ども(両親がいない場合を含む)が医療機関などで保険診療を受けた際の医療費の一部を助成しています。ただし、一定額以上の所得がある世帯などは対象外です。

助成期間＝子どもが18歳になる日以降の最初の3月31日まで

自己負担額＝入院1日200円、通院1回200円、調剤は無料(市民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)

※助成を受けるには事前に手続きが必要です。くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。

香りのエチケットを守りましょう

化学物質過敏症

香り付きの柔軟剤や洗剤、香水、整髪料などの人工的な香料に含まれる化学物質が原因で、頭痛やめまい、吐き気などの症状が出る病気を化学物質過敏症といいます。重症の場合、学校や職場に行けない、家事ができないなどの深刻な問題にもつながります。

エチケットのつもりで付けた香りが、周りの人の体調を崩すきっかけになっているかもしれません。

柔軟剤や洗剤は使用量を守る、香水を付けすぎないなどの「香りのマナー」を心掛けましょう。

※くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。

受給券を送付します

重度心身障害者医療費助成

8月1日(日)から利用できる重度心身障害者医療費助成受給券を、7月中旬に発送します。また、手続きが必要な人には事前に通知を送付します。

受給券発行には、市・県民税の課税状況を確認する必要があります。令和2年中の所得を申告していない人は早めに手続きしてください。収入がない人も申告が必要です。

※くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

ひとり親家庭などに支給

児童扶養手当

次の要件に当てはまる子ども(18歳になる日以降の最初の3月31日まで)を監護している父または母、父母に代わり養育している人に児童扶養手当が支給されます。ただし、所得制限を超えていたり公的年金を受けられたりする場合などは、手当を受けられない場合があります。

要件＝父母が離婚、父または母に重度の障がいがある、母が未婚など

※くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。

大切な家族を守るために

子どもの予防接種

予防接種の対象になっている病気は健康に大きな影響があり、かかると治療が難しく、後遺症を残す可能性もあります。新型コロナウイルス感染症対策で外出を控えることは大切ですが、予防接種を受け、ほかの病気にかかりにくくすることも重要です。

子どもが対象年齢になったら、早めに予防接種を受けましょう。なお、対象接種期限を過ぎた場合は有料となります。

※くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。

